

令和5年度第2回  
杉並区農業委員会 総会

令和5年5月25日（木）

1. 開催日時 令和5年5月25日(木)午後3時30分から4時30分

2. 開催場所 杉並区産業振興センター会議室

3. 出席委員(12人)

会長	12番	本橋	成一			
会長職務代理	10番	田原	良規			
委員	1番	小美野	正義	6番	鈴木	宗孝
	2番	秦	孝良	7番	野田	一郎
	3番	井口	明	8番	坂井	雄治
	4番	原田	映史	9番	小野	実
	5番	飯田	幸弘	11番	原	修吉

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 金澤 潤一

事務局次長 松本 智之

事務局書記 渡辺 泰任

武 尚志

榎本 陽介

5. 議事日程

【協議事項】

- 1 農業委員会の適正な事務実施について
- 2 農地利用状況調査の結果について(非公開)
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明について(非公開)
- 4 納税猶予の特例適用農地等該当証明について(非公開)
- 5 農園用地貸付けを行った旨の証明書について(非公開)
- 6 引き続き農業経営を行っている旨の証明について(非公開)
- 7 第63回企業的農業経営顕彰事業の実施について
- 8 第43回農業後継者顕彰事業の実施について
- 9 第23回杉並ふれあい農業推進フォトコンテスト作品募集要項について

【依頼事項】

- 1 令和5年度新規就業者奨励賞受賞候補者の推薦について

## 【報告事項】

- 1 農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について（非公開）
- 2 その他

## 6. 議事

○事務局長 それでは、令和5年度第2回農業委員会総会を開催いたします。本日は協議事項が9件、依頼事項が1件、報告事項はその他含め2件ございます。議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日は署名委員が鈴木委員と野田委員ということで、よろしくお願いいたします。

では、協議事項に入りますので、議事進行を議長にお渡しをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、協議事項に入りたいと思います。1番、農業委員会の適正な事務実施について、よろしくお願いいたします。

○事務局長 それでは、資料1-1をご覧ください。こちらは、農業委員会が毎年度、翌年度の5月までに総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価するものです。また、資料1-2につきましては、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、農業委員会法第37条及び施行規則15条の規定によりまして、毎年6月30日までにインターネット等による方法により公表しなければならないということになっておりますので、それぞれ本日お諮りします。まず、A4横の表になります。1、最適化活動の成果目標、（2）遊休農地の解消等については全てゼロヘクタール、黄区分解消工程表策定については、策定しなかったとしています。「2 最適化活動の活動目標」の最適化活動を行う農業委員の人数を12人、（1）推進委員等が最適化活動を行う日数については、目標を6日、実績を1.8日とし、「3 点検・評価結果」については、期待どおりの結果が得られたとしております。

続きまして、資料1-2をご覧ください。「I 農業委員会の状況」、「1 農業委員会の現在の体制」につきましては、現在の農業委員の数を記載して

おります。「2 農家、農地等の概要」につきましては、農林業センサス等の数値を掲載しております。「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の「(2) 遊休農地の発生防止・解消」につきましては、遊休農地はゼロヘクタールとなっております。「④その他」の農地利用状況調査及び農地利用意向調査につきましては、それぞれ調査実施時期を8月から9月、調査結果取りまとめ時期を9月から10月としております。農業委員会の点検結果につきましては、今年度も遊休農地の発生を防止できたと評価しております。「(3) 新規参入の促進」については、課題としまして、本区は市街化区域であるため農地が少なく、また、災害に関しても近隣の住宅との関係で様々な制限を受けるため、新規参入者を呼び込むことは困難であるとしております。「2 最適化活動の活動目標」、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、1人当たりの活動日数は月6日としております。「Ⅲ 事務の実施状況」の「1 総会、部会の開催実績」につきましては、毎月総会を開催していることから、各月に1と記入をし、「2 農地法第3条に基づく許可事務」については、1年間の処理件数についてはゼロ件としています。また、総会開催日の公表、申請書、締切日の公表については、「していない」としております。「4 違反転用への対応」につきましては、昨年度まで違反転用面積が0.06ヘクタールございましたが、生産緑地が解除され、1月末に農地転用届出書が提出されたことから、違反転用解消面積を0.06ヘクタールとしてございます。

私からのご説明は以上となります。

- 議長 今事務局から説明がありましたけれども、いかがでしょうか。
- 原委員 資料1-2「2の最適化活動の活動目標」の(1)の部分について、最適化活動を行う農業委員の人数が12人と記載されていますが、ここには過去の活動目標を記載するのではなく、これからの活動目標を記載しなければいけないと思うので、現農業委員の12人ではなく、改選後の13人を記載しないといけないのではないのでしょうか。
- 事務局 ご指摘いただいた個所について、東京都農業会議にどちらの数値が正しいか確認し、必要に応じて修正いたします。

- 議長           ほかによろしいですか。  
                  (意見なし)
- 議長           では、ご協議いただいた内容で決定したいと思います。  
続きまして2番、農地利用状況調査の結果について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局       (事務局及び委員より農地利用状況調査を実施した結果について報告)  
                  (協議)
- 議長           ありがとうございます。それでは、生産緑地を農地として適正に管理していると承認します。  
続きまして3番、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、よろしくをお願いします。
- 事務局長     (事務局長より、申請年月日、相続開始日、被相続人の氏名、相続人の氏名・住所、該当生産緑地の地番について説明)  
                  (協議)
- 議長           それでは、証明書を発行するということで決定いたします。  
続きまして4番、納税猶予の特例適用農地等該当証明について、よろしくをお願いします。
- 事務局長     (事務局長より、照会人、照会内容、照会日、照会のあった農地について説明)  
                  (協議)
- 議長           それでは、証明書を発行するということで決定いたします。  
続きまして5番、農園用地貸付けを行った旨の証明書について、よろしくをお願いします。
- 事務局長     (事務局長より、申請人、租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号イからロの該当状況、承認年月日、貸付年月日、照会のあった農地について説明)  
                  (協議)
- 議長           それでは、証明書を発行するということで決定いたします。  
続きまして6番、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、今回は2件ございます。よろしくをお願いいたします。
- 事務局長     (1件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明)  
                  (協議)

- 議長            それでは、証明書を発行するというで決定いたします。  
続きまして2件目についてお願いいたします。
- 事務局長        (2件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明)  
(協議)
- 議長            それでは、証明書を発行するというで決定いたします。  
続きまして7番、第63回企業的農業経営顕彰事業の実施について、よろしく  
お願いします。
- 事務局長        こちらは例年行っております企業的農業経営顕彰の要綱となっております。事  
業の内容については昨年と同様です。推薦の期限は8月31日となっております。  
資料No.7-2は過去の企業的農業経営顕彰受賞者一覧となっておりますので、参考にお目通し  
いただければと思います。私からのご説明は以上  
です。
- 議長            例年、JAに推薦を依頼していますので、今年もお願いするというでよろ  
しいでしょうか。  
(異議なし)
- 議長            それでは、そのようにお願いします。  
続きまして8番、第43回農業後継者顕彰事業の実施について、事務局から  
説明をお願いします。
- 事務局長        こちらも、先ほどの協議事項7と同様に例年行っております、農業後継者の顕  
彰制度の要綱となっております。推薦期限は7月31日となっております。  
資料No.8-2は過去の農業後継者顕彰受賞者一覧となっておりますので、  
参考にお目通しいただければと思います。私からのご説明は以上です。
- 議長            これについても、例年通りJAに依頼するというでよろしいですか。  
(異議なし)
- 議長            それでは、そのようにお願いします。  
続きまして9番、第23回杉並ふれあい農業推進フォトコンテスト作品募集  
要項について事務局から説明をお願いします。
- 事務局長        それでは資料No.9をご覧ください。こちら例年行っておりますが、農業推進  
フォトコンテストの作品募集要項になります。写真の募集期間は7月1日か  
ら10月6日まで。募集記事は広報すぎなみ及びホームページに掲載する予

定です。応募された写真は10月の総会にて皆様に審査していただきます。写真の展示は農業祭ブース、産業振興センター及び区役所本庁2階区民ギャラリーを予定しております。昨年は29名50点の応募がございました。私からは以上です。

- 議長           こちら例年通り行おうと思いますが、よろしいでしょうか。
- 井口委員       例年ポスターをもらって掲示板に貼っていますが、今年はいつ頃もらえますか。
- 事務局         現在作成中ですので、完成次第お配りいたします。
- 議長           ほかによろしいですか。

（意見なし）

ありがとうございました。

それでは、依頼事項に入りたいと思います。依頼事項1番、令和5年度新規就業者奨励賞受賞候補者の推薦について、事務局からご説明をお願いいたします。

- 事務局長       資料No.10「新規就業者の奨励賞の交付に関する要領」をご覧ください。東京都農林水産振興財団から令和4年度中に新規就業された方についての表彰事業調査がございました。奨励の対象は第3「新規就業者の奨励」に記載してございますが、（1）都内の農林水産業者であること。（2）将来にわたって農林水産業に就業する意欲があると認められることとなっております。該当する方がいらっしゃいましたら、6月30日までに事務局までお知らせいただければと思います。私からは以上でございます。

- 議長           それでは、この表彰事業の対象者についてご存じの方がいらっしゃれば、事務局までご連絡をお願いします。

次に報告事項に入ります。1番、農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について、よろしく申し上げます。

- 事務局長       （「農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」5件について、届出年月日、譲受人、譲渡人を報告、土地の所在地、また、担当委員より現地の様子について説明）

- 議長           それでは、報告のとおりご了承願います。

続きまして2番、その他の報告事項について、お願いいたします。

- 事務局         事務局から1件ご報告がございました。5月30日12時40分から全国農業委

員会会長大会がございます。こちらは本橋会長に出席していただく予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○事務局長 私からも3件ほど皆様にご相談とご報告がございます。まず1件目ですが、農地パトロールについての実施方法や実施時期についてご相談がございます。農業委員の改選が絡むということもあり微妙な時期ではございますが、ぜひご意見のほうを頂戴いただければと思います。まず、時期についてですが、8月に実施した方がよいということでご意見をいただいております。また、実施方法についてですが、北の農家さんについては南の農地を、南の農家さんについては北の農地をあまり見に行く機会とかがないので、農地パトロールの時に担当地域と逆側の農地に行きたいというようなご意見を頂戴しています。改選直後の農地パトロールというところになるかと思っておりますので、今年度どのような形で、いつ行ったらいいかというところについて、ご意見のほうをお願いいたします。

○原委員 まず回数についてですが、昨年度は5日間に分けて実施しましたが、できれば3日間ぐらいで実施した方がよいと思います。実施方法については、南の農家は北側、北の農家は南側の農地の様子が分からないから、北の人が北を回る年と、北の人が南を回る年と交互に実施するという提案が以前あったかと思っております。今年の実施方法については、皆様の意見を伺えればと思います。

○野田委員 改選が終わらないことには担当地域も決まらないわけですね。今の担当地域が変わるところもありますから、まず担当地域が決まって、自分の担当地域のところを1年くらい見て回る、2年目、3年目で北の人は南、南の人は北という感じで入れ替えをやったらどうでしょうか。

○井口委員 新任委員の方たちには、問題のある農地を一度見ていただいた方がよいと思います。指導文書の対象になっている農地をまず全員で見て、時間が余ったら肥培管理のちゃんとされている農地を見るというのはどうでしょうか。

○原委員 今年は3日間で農地パトロールを実施するとして、1日目を問題のある農地と時間が余ったら他の農地、2日目と3日目を北と南に分かれて見るというのはどうでしょうか。8月に実施する場合は新任委員の方たちの日程調整ができないので、3日間のうち行ける日に行ってもらおうということにはなると思います。そこについては会長、職務代理と相談して決めていただければと思



ます。

- 鈴木委員 農地パトロールの実施時期について、8月じゃなければいけないのでしょうか。
- 事務局長 他の農家から8月に実施してほしいという要望があったので、8月で調整しておりますが、どうでしょうか皆様。そこについても伺えればと思います。
- 原委員 必ずしも8月ということではなく、東京都農業会議で設定している「農地保全・利活用促進月間」が8月から10月になっていて、9月になると忙しくなってしまうので、その前に実施しようということだと思います。
- 井口委員 農家さんから、7、8月の夏野菜が終わって、秋の植え付け前に来られると草が生えてしまっているの、9月はやめてほしいという意見も伺っています。あと1点、提案なのですが、農地パトロール前に新任委員向けに研修をやった方が良いと思います。私が1年目の時に農地を見て、良いか悪いかの判断をしなければいけない時に困った記憶があるので、事前に肥培管理の良い農地と悪い農地を見に行つて勉強してもらおう。時間が余ったら農業委員会の仕事や農地制度の勉強もしても良いと思います。
- 原委員 第1回目の総会が始まる前に、事務局から杉並区の農業委員会について1時間程度研修があったと思いますが、今回も実施するのでしょうか。
- 事務局 今年度も実施する予定です。
- 原委員 その研修だけだとあまり詳しい話はできないから、やるとしたらそれとは別日に実施するのが良いと思います。半日程度生産緑地や円滑化法の話をして、その後に肥培管理の良い農地と悪い農地を見に行くという感じで実施するとよいと思います。
- 事務局長 ありがとうございます。研修につきましては、第1回総会の日とは別日に実施するか検討させていただきます。農地パトロールにつきましても、皆様の意見を参考に、事務局内で実施方法等について検討させていただきます。
- ご相談の2件目ですが、今年3月にも行った行政視察について、年2回の実施を予定しております、第1回を何月頃に実施した方がよいかご意見いただければと思います。
- 井口委員 この研修は泊まりですか。
- 事務局長 日帰りです。
- 原委員 行政視察については改選後に調整した方が良いと思います。

○事務局長　かしこまりました。行政視察については改選後に調整させていただきます。  
最後に1点ご報告がございます。先日5月23日、援農ボランティアの事業の説明会をさせていただきました。今回地域援農ボランティア養成講座、青空塾に参加される方12名になります。今回、区内農家さんの実地研修を井口明さんをお願いをさせていただきました、トータルで10回研修をお願いしております。研修は6月末から10月上旬まで実施をお願いしております。井口委員から一言お願い致します。

○井口委員　未だに心配なところがありますが、農家の皆さんの協力や助けになればと思う気持ちで一生懸命やっていきたいと思えます。ただ、来られる方に伝えておきますが、農業というのはその家のやり方があって、先祖代々からのやり方があると思えます。来られた方には、こんなやり方もあるよということで説明させていただければと思えます。あと心配なのが、ボランティア希望の方で、どういう所行ってどうやっていけばいいのか心配とおっしゃった方がいましたので、ぜひ皆さんでボランティアの方々を温かく迎えていただければと思えます。見た感じですごくやる気がある方もいらっしゃって、説明会の際に草むしりばかりの時もありますよと言ったとき、どういう反応をするか少し心配しておりましたが、特に反応も変わっておりませんでした。皆さんやる気満々で来られると思えますから、一生懸命皆さんと一緒にやっただいて、またWIN-WINになるように頑張っていきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

○事務局長　ありがとうございました。私からは以上となります。

○議長　その他、何かございますでしょうか。

（意見なし）

○議長　それでは、なければ、次回の開催日時について調整したいと思います。

（6月27日の木曜日、午後3時30分から、場所は産業振興センター会議室で実施予定）

○議長　それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回の総会を終了いたします。  
ありがとうございました。